

「不当訴訟」の責任は

反省し住民自治を守る



議員 葉子 宮地

問 この裁判は、町が議員の議会活動として町民に配布している「らっきょう畑」の記事が町の名誉を傷つけたとして、私たちに賠償金と謝罪を求め、私たちも反訴をしたものだ。判決は町の訴訟は全面棄却され、訴えた町が逆に私たちに賠償金の支払いを命じられた。その上訴訟そのものが不当訴訟であり、裁判制度の悪用とまで言われた。ここまで言われた判決なので、町も判決を認め、私たちに賠償金を支払った。判決は主文に

結論がまとめられてある。しかし、9月議会で判決の主文は4点あるのに2番目のみを取り上げて、まるで町の訴訟と私たちの反訴がすべて棄却されたかのような質問、答弁があり残念だ。執行部の「判決を真摯に受け止め、迷惑をかけた」との言葉は本心なのかと疑いたくなる。執行部は町の訴えは全面棄却、私たちの反訴は一部棄却との主文を認めて賠償金の支払いをしたのではないのか。それは町民の税金で支払われたのか。

答 植田 副町長

主文に書かれてあるとおりである。裁判費用は町財政から支払った。不当訴訟ということなので、道義的責任を取って裁判費用全額ではないが、町長と私は減給をした。

問 判決は、地方自治体の執行部、議員が最も重視すべきことは住民自治を守ることだと論じている。不当な裁判を起こした責任をどう取るのか、住民自治についてどう考えるのか。

答 大西町長

判決処分が出されたことに従って、制度上の対応をさせて頂いた。しかしながら、それだけで本當によいのかと、一般常識から考えて社会批判を受けるものと自覚をしている。今後さらに住民自治を念頭において行政執行に務めていく。

放射能測定

食品の安全管理は

月2回の測定を委託

問 福島原発事故による放射能の拡散は、土壌汚染や水質汚染等をもたらし、食を取り巻く環境は変わってきている。放射能は内部被ばくが恐ろし

く、子どもへの影響は大人の10倍とも言われている。来年度からは大方地域の小学校も給食が始まるが、放射能測定装置を求める町民の請願が9月議会で採択されている。町としてはどんな取り組みをするのか。

答 坂本 教育長

給食の安全確認のため、月2回を目安に民間専門機関と契約し放射能測定を行う。今年度は8回を予定しており、

1回目を終えたが放射能の数値は出なかった。測定結果はホームページで公表する。放射能測定装置の導入は考えていない。

問 沢山の食材を月2回、広島まで送っての検査は一歩前進だが、今後は幡多広域で検査を行うように働きかけは。

答 大西町長

幡多広域の会議が2月にあり、そこで投げかけをする。



拳ノ川小学校給食風景